

# 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	<b>11.8</b> ( 25.0 )	<b>87.4</b> ( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合、「—」を記載しています。
- 2 本町の早期健全化基準を括弧内に記載しています。

総括表① 健全化判断比率の状況 (令和元年度決算)

Ver.01.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
043419	宮城県	丸森町	-	-	11.8	87.4

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	4,996,565	169,173	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	2,876,329	57.6
小 計		2,876,329	57.6
標準財政規模		4,996,565	100.0
実質赤字比率 (%)		-57.56	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	丸森町国民健康保険特別会計	75,775	1.5
	丸森町介護保険特別会計	25,566	0.5
	丸森町後期高齢者医療特別会計	2,713	0.1

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	丸森町水道事業会計	202,981	4.1
	丸森町病院事業会計	153,616	3.1
法 非 適 用 企 業	丸森町公共下水道事業特別会計	7,141	0.1
	丸森町農業集落排水事業特別会計	4,872	0.1
合 計		3,356,421	67.2
標準財政規模(再掲)		4,996,565	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-67.17	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和元年度決算)

Ver.01.00

団体名 宮城県丸森町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
平成29年度	967,894			429,134	13,695	4,547		12,759	213,270	651,980	66,074
平成30年度	937,689			531,537	16,528	3,925		17,332	206,840	652,144	66,209
令和元年度	872,350			447,847	18,626	2,832		14,678	178,309	618,385	66,543

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成29年度	1,668,328	3,205,852	225,704
平成30年度	1,678,379	3,235,681	222,890
令和元年度	1,665,843	3,161,549	169,173

⑮
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成29年度	11.30335
平成30年度	12.99111
令和元年度	11.21953

実質公債費比率(3カ年平均)
11.8

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成29年度							3,596	951	
平成30年度							3,235	690	
令和元年度							2,369	463	

総括表④ 将来負担比率の状況（令和元年度決算）

Ver.01.00

団体名

宮城県丸森町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
9,066,135	3,113	3,183,208	260,298	1,652,005	0	0	0	0	0	0	0

(分母比)

219      0      77      6      40

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
2,886,558	26,911	0	7,636,221

(分母比)

70      1      185

将来負担額 A	343	—	充当可能財源等 B	255	A - B	88	将来負担比率 (%)
14,164,759		=	10,549,690		3,615,069		
標準財政規模 C	121	—	算入公債費等の額 D	21	C - D	100	
4,996,565		=	863,237		4,133,328		87.4

# 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

## 記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
丸森町水道事業会計	—	20.0%
丸森町病院事業会計	—	20.0%
丸森町公共下水道事業特別会計	—	20.0%
丸森町農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
丸森町宅地造成事業特別会計	—	20.0%
丸森町工場団地造成事業特別会計	—	20.0%

## 備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合、「—」を記載しています。
- 2 「備考」欄には、経営健全化基準を記載しています。



